

## 新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等について、新規検査又は予備検査※<sup>1</sup>（以下「新規検査等」という。）を行う場合の提出書面の要件を規定しました。

当該規定については、①共通構造部型式指定自動車は、平成28年11月1日以降から、②それ以外の自動車は、平成29年5月1日以降の新規検査等から適用しますので、お知らせします。

※<sup>1</sup> 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。

### 【概要】

#### (1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所又は架装をおこなった部位を示す統一的な書面※<sup>2</sup>の提出を行ってください。（架装箇所等の把握）

#### (2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準等に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って提出書面を事前に届け出てください。

#### (3) 新規検査等における一部審査方法の変更

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略します。

**注意: (1) 又は (2) において、提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意ください。**

※<sup>2</sup> 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※<sup>3</sup> 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※<sup>4</sup> ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology